

## 仕様書に対する質問・回答書

令和8年8月10日

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 業 務 名 | 岡山県警察単体パソコンの借入れ |
|-------|-----------------|

回答者 岡山県警察本部警務部情報管理課長

問1 納入期限は令和9年1月12日までとのことですが、入札結果が10月中に発表された場合、11月中の納品は可能でしょうか。

答1 可能ですが、契約の開始は令和9年3月1日からとなります。

問2 リース会社、機器取扱業者、発注者による三者契約は可能でしょうか。

答2 不可です。

受注者と発注者の二者契約となります。

問3 本PCは、メーカー出荷時の納入状態で納品する認識でよろしいでしょうか。

答3 お見込みのとおりです。

問4 単体パソコン借入仕様書 4 借入期間 「歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、契約は解除されるものとする。」との記載についてお伺いします。  
契約が解除となった場合、受注者からの損害賠償請求は可能でしょうか。また、損害等が発生した際は、別途協議の対象となるのでしょうか。

あわせて、過去に本条項に基づき契約が解除された実績がございましたらご教示ください。

答4 契約解除に伴う損害賠償金等に関することは、契約書第21条により、発注者と受注者で協議することとなります。

また、岡山県警察が締結した同様のリース契約において、過去に予算の減額又は削除を理由として契約を解除した事例は把握していません。